

## 埼玉純真短期大学 福田敏南記念育英学生規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、埼玉純真短期大学（以下「本学」という）初代学長福田敏南氏を記念して、子女の教育活動を経済的側面から援助し、本学がめざす有為な人材育成を図る目的で、入学金を除く納入金の減免制度を創設する。

### (目的)

第2条 この規程は、学則第55条の規定に基づき、本学に在籍する学生で経済的な理由により修学困難な者に対して、福田敏南育英学生として選考し、入学金を除く納入金の減免を行い、有為な人材育成を図ることを目的とする。

### (育英学生納入金の減免)

第3条 育英学生に対する入学金を除く減免措置は、以下の2種類とする。

- (1) 半期分の納入金（入学金を除く）免除
- (2) 1年分の納入金（入学金を除く）免除

### (納入金の減免期間)

第4条 育英学生に対する入学金を除く減免措置の期間は、採用した当該年度内の全期間または半期間とする。ただし、次年度に継続して出願することを妨げない。

### (募集)

第5条 育英学生の募集は、原則として前期と後期の年2回に分けて行う。

2 育英学生の募集人員は、全学年を合わせて若干名とする。

### (申請資格)

第6条 育英学生の申請者は次の各号の一に該当しなければならない。

- (1) 1年次に在籍（予定）する者は、高等学校の評定平均値が原則として3.3以上の者、または国が行う大学入学資格検定に合格した者
- (2) 2年次に在籍する者は、在学中のGPAが原則として3.2以上の者
- (3) 学費負担者の死亡や長期にわたる疾病、火災などの災害、その他の事由がある者
- (4) 施設（児童養護施設）出身者で資生堂児童福祉奨学生制度の合格者
- (5) その他、学長が認めた者

### (出願方法)

第7条 育英学生の申請者は、所定の申請書に必要書類を添付して、定められた期日までに  
出願しなければならない。

(選考)

第8条 育英学生の選考は、申請事由に基づき学生委員会において行い、採用は教授会の議を経て学長が決定し、理事長の承認を得るものとする。

(資格の取消し)

第9条 育英学生が休学するなど学籍異動があったとき、または次の各号の一に該当するときは、その資格を取り消すとともに、一部または全額を返還させることができる。

(1) 懲戒処分を受けたとき

(2) 届出書類に虚偽の記載をしたとき

(3) 本学の学則等に違反したとき

(4) その他、事由の消滅や学生委員会で資格取り消しの判断をしたとき

2 資格の取り消しは、学生委員会の発議に基づき、教授会の議を経て学長が決定し、理事長の承認を得るものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教授会の議に基づき、理事会が別に定める。

(事務)

第11条 育英学生に関する事務は、学生係事務担当者が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。